

教 生 学 第 1 2 4 8 号
令和 5 年（2023 年） 3 月 2 日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

児童生徒の自殺予防について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長から、別添写しのとおり通知（以下、「文科省通知」という。）がありましたので、通知します。

国の自殺統計によると、令和 4 年の児童生徒の自殺者数は過去最多の 512 人（暫定値）となり、特に、男子高校生の自殺者数が前年に比べて 38 人増加するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。また、令和 3 年の児童生徒の自殺の原因・動機としては、学業不振や入試の悩みなどが多くなっておりま

す。つきましては、児童生徒の自殺は毎年、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があり、さらに 3 月は、進学や進級の時期であることから、進路に迷う児童生徒が多くなることを踏まえて、進路指導の充実や見守り活動を丁寧に実施していただくようお願いします。

また、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においては、3 月を「自殺対策強化月間」と定め、自殺対策強化月間においては、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体等の連携した啓発活動の推進や支援策の重点的な実施が示されていることから、文科省通知に掲げる取組を、各学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施するなど、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

なお、文科省通知の別添 1～7 については、次の当課 W e b ページに掲載しておりますので、御活用ください。

記

- 北海道教育委員会学校教育局生徒指導・学校安全課通知関係__令和 4 年度

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/R04tsuuchi.html>



（生徒指導係）

3月は「自殺対策強化月間」です。児童生徒の自殺は学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に係る取組を実施していただくようお願いいたします。



4 初児生第 31 号
令和 5 年 2 月 28 日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
清 重 隆 信

児童生徒の自殺予防について（通知）

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。
標記については、これまでも自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）等に基づき、学校において、児童生徒の自殺予防の取組の充実に積極的に取り組んでいただいているところです。しかし、警察庁・厚生労働省の自殺統計によると、令和 4 年の児童生徒の自殺者数は過去最多の 512 人（暫定値）となり、特に、男子高校生の自殺者数が前年に比べて 38 人増加するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

また、令和 3 年の児童生徒の自殺の原因・動機としては、学業不振や入試の悩みなどが多くなっていることが分かっています。18 歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があり、さらに 3 月は、進学や進級の時期であることから、進路に迷う児童生徒が多くなることを踏まえて、進路指導の充実や見守り活動を丁寧を実施していただくようお願いします。

令和 4 年 10 月 14 日に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」においては、3 月を「自殺対策強化月間」と定め、自殺対策強化月間においては、「国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出し、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進する。あわせて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援が受けられるよう、支援策を重点的に実施する。」と示しています。つきましては、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、児童生徒の自殺予防に向けた下記の取組を積極的に実施するようお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るよう、特段の御配慮をお願いします。

記

毎年、学校の長期休業明けの時期に増加する傾向があることを踏まえ、以下に掲げる取組を、学校が保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業の開始前から長期休業明けの時期にかけて実施することが考えられる。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

各学校において、長期休業の開始前からアンケート調査、教育相談等を実施するとともに、一人一人に対して面談を行うなど、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めること。その際、児童生徒が不安や悩みを抱えたときに相談できる信頼できる大人が身近にいるかどうかを確認するとともに、相談窓口の電話番号等の情報を児童生徒に伝えること。また、児童生徒の自殺の背景の一つとして精神疾患が挙げられていることを踏まえ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細やかな健康観察や健康相談の実施等により、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行ったり、スクールソーシャルワーカー等を活用して医療等の関係機関に繋ぐなど、心の健康問題への対応を徹底すること。

学校が把握した悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等については、長期休業期間中においても、全校（学年）登校日、部活動等の機会を捉え、又は保護者への連絡、家庭訪問等により、継続的に様子を確認すること。特に、長期休業の終了前においては、当該児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候がみられた場合（※）には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応すること。

加えて、「SOSの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施するなどにより、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うとともに、児童生徒が安心してSOSを出すことのできる環境の整備に努めること。

さらに、「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする電話相談窓口や、SNS等を活用した相談窓口の周知を長期休業の開始前において積極的に行うこと。なお、GIGAスクール構想で整備された1人1台端末を活用し、厚生労働省が作成した「まもろうよこころ」のポスターや相談窓口の周知、学校生活等についてのアンケートの実施、メッセージ・Web会議システムによる相談の実施を行うこと。また、一部の学校では、アプリ等を通じて悩みや不安を気軽に発信できる体制を整備するなど、1人1台端末を児童生徒の心身の状況の把握や教育相談に活用しており、こうした自殺リスクの早期把握に係る取組にも積極的に取り組むこと（※）。

(※) 自殺予防教育については、「子供に伝えたい自殺予防—学校における自殺予防教育導入の手引—」を参照。特に、自殺を企図する兆候については、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」P 9を参照。1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例については、別添5を参照。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、令和4年の児童生徒の自殺者数が過去最多となっている現状を踏まえ、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すこと。保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口を周知しておくこと。その際、文部科学省のHP上の子供のSOSの相談窓口(※)や「24時間子供SOSダイヤル」を始めとする相談窓口も保護者に対して周知しておくこと。複数の相談窓口を周知する場合は、悩みや不安を抱える児童生徒がどこに相談すべきか混乱してしまわないよう、必要に応じて相談窓口を整理し、周知すること。なお、これらの各家庭における保護者による見守りについては、長期休業の開始前又は長期休業期間中における保護者会等の機会や学校(学級)通信を通じて、保護者に促すことが考えられること。学校は、保護者から相談を受けた時には、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切に対応すること。

(※) 子供のSOSの相談窓口 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

(文部科学省 HP)



(3) 学校内外における集中的な見守り活動

長期休業明けの前後において、学校として、保護者、地域住民の参画や、関係機関等と連携の上、学校における児童生徒への見守り活動を強化すること。また、学校外における見守り活動については、教育委員会等において、学校、警察等関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築し、取組を実施すること。特に、児童生徒が自殺を企図する可能性が高い場所については、これらの時期に見守り活動を集中的に実施することが有効であること。

(4) 都道府県立又は指定都市立高等学校における自殺予防の取組についてアンケート回答のお願い

※対象は、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会のみ

高校生の自殺者数が増加していることを踏まえ、国においても自殺予防に係る取組をより一層進めていく必要があると考えており、特に、高校生の自殺者数が増加していることを踏まえ、高校生に対する自殺予防の取組について収集したいと考えております。

つきましては、各都道府県又は指定都市教育委員会におかれましては、下記リンク先のアンケートフォームより以下の質問についてご回答いただきますようお願いいたします。

<アンケートフォーム>

<https://edu-survey.mext.go.jp/searchSchoolCode?surveyId=Zn01D89FDT5CwGd%2BPviFR40MJ5fFSEo1fviMSIErI9K2pjCNXBeBI2LgLr6XM045&searchType=org>

【質問1】令和5年3月の自殺対策強化月間において、各都道府県又は指定都市教育委員会又は域内の各高等学校において、実施した自殺予防に係る取組があれば、ご回答ください。

【質問2】令和4年中に自殺事案が発生した都道府県立又は指定都市立高校において、その後講じた再発防止策について、ご回答ください。

(留意事項)

- ・今回のアンケートは、国における施策検討の参考として、自殺予防に係る各地域、学校の取組を収集する目的で行うものであり、アンケート結果を公表することはありません。
- ・回答2については、域内に自殺事案が発生した高等学校が複数校ある場合には、全ての高等学校の取組を記載する必要はなく、代表的な取組について記載をお願いいたします。
- ・学校名や関係生徒の氏名など個人を特定できる情報は記載しないようお願いいたします。
- ・回答は、3月31日までにお願いいたします。

【添付資料】

- 別添1 厚生労働省「まもろうよこころ」ポスター
- 別添2 児童生徒の月別自殺者数〔推移〕（厚生労働省・警察庁）
- 別添3 18歳以下の日別自殺者数（平成27年版自殺対策白書（抄））
- 別添4 24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）
- 別添5 1人1台端末を活用した自殺等対策の取組事例について
- 別添6 児童生徒が抱える悩みや困難の早期発見等のためのツールの例について
- 別添7 令和4年度「自殺対策強化月間」に向けた啓発活動等の推進について（依頼）

【参考資料】

- 「子供に伝えたい自殺予防－学校における自殺予防教育導入の手引－」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm



- 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



- 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf



- 小学生用啓発教材「わたしの健康」、中学生用啓発教材「かけがえのない自分
かけがえのない健康」、高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353636.htm



- 新たな「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）
https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

（児童生徒の自殺予防に関すること）
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導企画係
電 話 03 (5253) 4111 (内線 3298)
03 (6734) 3298 (直通)
E-mail s-sidou@mext.go.jp
（アンケートフォームに関すること）
文部科学省初等中等教育局児童生徒課 生徒指導調査分析係
電 話 03 (5253) 4111 (内線 3208、3057)
03 (6734) 3057 (直通)
E-mail s-sidou@mext.go.jp